



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 19

July 2016

会計トピック①

「IASBによる今後の活動についての見通し」

kpmg.com/jp



「IASBによる今後の活動についての見通し」

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

パートナー 関口 智和

国際会計基準審議会（IASB）は、最近、これまで取り組んできた大型の基準開発プロジェクトを最終化させており、今後の活動のあり方について関心が高まっています。このため、本稿では、最近の審議内容等を踏まえつつ、IASBの今後の活動について考察します。

なお、本稿に記述するIASBの作業計画案は、原稿執筆時（2016年5月31日）の情報に基づくものであり、今後の審議内容に応じて、最終化に至るまでには少なからずの変更があり得る旨にご留意ください。また、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



関口 智和
せきぐち ともかず

【ポイント】

- － IASBは、2015年アジェンダ協議文書に寄せられたコメント等を踏まえ、今後の作業計画案について審議を行っている。
- － IASBは、2016年5月会議において、今後、現在進めている主要なプロジェクト（概念フレームワーク、開示に関する取組み等）の最終化に向けた作業を続けていくほか、リサーチ・プロジェクトについては、優先順位に応じて、以下のように区分することを暫定決定している。
 - － 取組みを行うプロジェクト（のれん及び減損、動的リスク管理等）
 - － 取組む可能性のあるプロジェクト（持分法等）
 - － 取組みを行わないプロジェクト（外国為替換算等）
- － IASBは、2016年7月会議で作業計画案の最終化に向けた審議を行うことを予定しており、2015年アジェンダ協議文書に対するフィードバック文書（作業計画を含む）を本年秋以降に公表することを予定している。

I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2016年1月にIFRS第16号「リース」を公表したほか、4月にはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を一部修正する「IFRS第15号の明確化：顧客との契約から生じる収益」を公表しています。さらに、IASBは、2016年5月の会議で、長らく続けられてきた「保険契約」に関する審議をIFRS第9号「金融商品」の適用に関連する点を含め概ね終了しており、同基準についても、今後、最終基準のドラフティング作業が進められていくのみとなります。

このように、IASBは、これまで取り組んできた大型の基準開発プロジェクトを最終化させており、こうした中、IASBが今後どのような活動を行っていくかについてしばしば質問を受けます。このため、本稿では、IASBが2015年8月に公表した意見募集「2015年アジェンダ協議」（コメント期限：2015年12月31日）（以下「2015年アジェンダ協議文書」という）に対して寄せられたコメントやこれを受けて2016年3月から5月のIASBの理事会で行われた審議内容等を踏まえつつ、IASBの今後の活動について考察します。また、概念フレームワーク・プロジェクトと開示に関する取組みに関しては、その概要の解説を末尾に参考として示しています。

なお、本稿に記述するIASBの作業計画案は、2016年6月に開催されるIFRS諮問会議における議論等を踏まえ、2016年7月のIASB会議で最終化に向けて再審議することが予定されているものであり、原稿執筆時点の情報に基づくものであるほか、今後、最終化に至るまでには少なからずの変更があり得る旨にご留意ください。

II. 2015年アジェンダ協議文書

1. 2015年アジェンダ協議文書によるコメントの募集

IASBは、国際財務報告基準（IFRS）財団のデュー・プロセス・ハンドブックに従い、3年に一度、作業計画について公開協議を行うこととされています。2015年アジェンダ協議文書は、2011年に公表された協議文書に続く2回目のもので、2016年半ばから2020年半ばまでのIASBの作業計画についての優先順位にインプットを求めたものです¹。なお、2015年アジェンダ協議文書では、IASBによる基準設定活動が、図表1に記載する3つの主要なフェーズに分類されていました。

【図表1 IASBによる基準設定活動の分類】

分 類	概 要
基準レベルのプロジェクト	新規の基準を開発するか、現行の基準を大幅に修正しようとするプロジェクト
リサーチ・プロジェクト	財務報告の欠陥の性質や程度に関する証拠を収集し、財務報告の改善策や欠陥の是正策を評価することによって、財務報告上の問題を分析するプロジェクト
維持管理及び適用に関するプロジェクト	① 現行の基準に対する小幅な修正（狭い範囲の修正、年次改善）や解釈指針を公表しようとするプロジェクト ② 主に新基準又は大幅な修正が行われた基準を対象として、適用後レビューを行うプロジェクト

【図表2 個々のプロジェクト】

分 類	概 要
基準レベルのプロジェクト	● 保険契約 ● リース
概念フレームワークと開示に関する取組み	● 概念フレームワーク ● 開示に関する取組み
主要なリサーチ・プロジェクト	● 動的风险管理（ディスカッションペーパーを公表済み） ● 料金規制活動（同上）
その他のリサーチ・プロジェクト	（評価段階） ● 事業の定義 ● 割引率 ● のれん及び減損 ● 法人所得税 ● 汚染物質価格決定メカニズム ● 退職後給付 ● 基本財務諸表（従前の「業績報告」） ● 引当金、偶発負債及び偶発資産（IAS第37号のレビュー） ● 株式に基づく報酬 （開発段階） ● 共通支配下の企業結合 ● 持分法 ● 資本の特徴を有する金融商品（負債及び資本） （休止中） ● 採掘産業・無形資産・研究開発 ● 外国為替換算 ● 高インフレ

1 IASBによるアジェンダ協議を通じた作業計画の検討と並行して、IFRS財団評議員会は、IFRS財団の体制等についてレビューを行っており、2015年7月に意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」を公表しています。IASBによるアジェンダ協議文書及び評議員会による意見募集文書に関する詳細については、KPMG Insight Vol.15(2015年11月号)「IFRS財団の評議員会による体制及び有効性についてのレビュー及びIASBによるアジェンダ協議」をご参照下さい。

また、2015年アジェンダ協議文書では、2015年7月末時点で識別されていたプロジェクトを図表2のように示したうえで、個々のプロジェクトについて優先順位について意見募集がされていました。

2. 2015年アジェンダ協議文書に対するフィードバック

(1) 全般的なコメント

IASBは、2015年アジェンダ協議文書に対して119通のコメントレターを受領したほか、アウトリーチ活動や、主に投資家向けに実施されたオンラインを通じた質問票を通じて、関係者から多くの見解を入手しました。このうち、今後の作業計画の検討に関して、主に以下のような見解が寄せられました。

① IASBの活動のバランス

- 主要な基準レベルのプロジェクト(リース、保険)、概念フレームワーク、及び開示に関する取組みは、いずれも、優先順位が高いものとしてプロジェクトを進める(又は、最終化させる)べきである。
- 新たに基準レベルのプロジェクトを行うよりも、基準の維持及び適用支援の活動に重点を置くべきである。
- 証拠をベースとしたリサーチ活動を行っていくことには賛同するが、リサーチとその他の活動との間の関係が明確でない。また、同時にあまりに多くのリサーチ・プロジェクトを進めるべきでない。
- 基準適用後のレビューは実施すべきであり、特に、以前に開

発された基準についてもレビューを実施することを検討すべきである。

② 投資家のニーズへの対応

- 特定の取引の類型に関連する論点(認識や測定のあり方に影響を与える論点)でなく、財務報告をより有効なコミュニケーションの手段とするようなプロジェクト(開示原則や財務業績の報告のプロジェクト)を優先すべきである。
- 情報システムの大きな変更を含めて適用上の負荷を掛けることなく、比較的短期間で情報を改善させるようなプロジェクトを優先すべきである。
- より広範な企業報告(人的・知的財産や気候変動等に関する報告)に関する議論のモニタリングにリソースを割り当てるべきである。

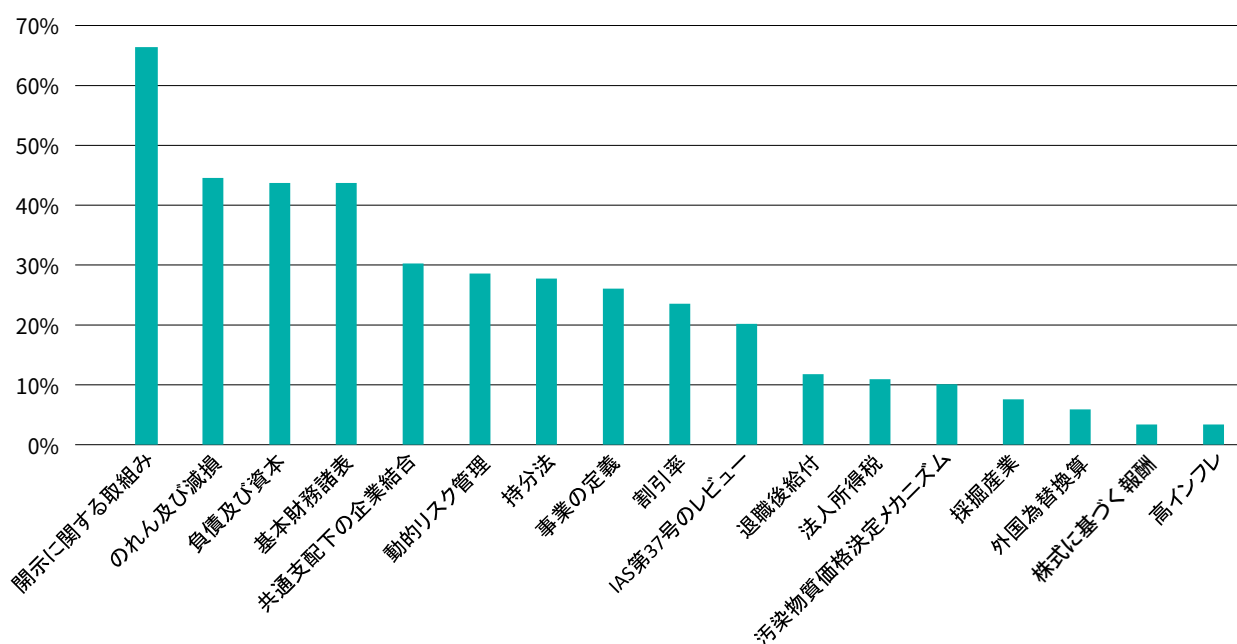
③ 基準変更の程度及びペース

- IFRSの基準は変更され過ぎており、新基準(IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号、IFRS第16号等)への対応に負荷が高い。このため、基準の安定化を図る期間が必要である。

(2) 個々のリサーチ・プロジェクトの優先順位

また、2015年アジェンダ協議文書に寄せられたコメントレターでは、個々のリサーチ・プロジェクトの優先順位について、図表3に示したような見解が示されました。

【図表3 個々のリサーチ・プロジェクトの優先順位に関する見解】



(注) 2016年4月IASB会議資料に基づき、筆者が作成。なお、本図表に示した割合は、個々のプロジェクトについて優先順位が「高い」という見解が示されたコメント数を提出されたコメントレターの数(119通)で除して算定したものであり、優先順位が「高い」という見解が示されなかったプロジェクトについては、記載していない。

(3) 追加的に検討すべきと提案されたプロジェクト

このほか、2015年アジェンダ協議文書で示されていなかったものの、追加的に検討すべきものとして、以下のプロジェクトに取り組むことがコメントレーターやアウトリーチ等を通じて提案されました。

- 子会社によるIFRSの報告
- 資産の購入に関する変動対価及び偶発対価
- リスクの共有、及び協力的な関係
- IAS第26号「退職給付制度の会計及び報告」の廃止
- デジタル通貨(暗号通貨を含む)
- 個別財務諸表に関する一般原則
- 結合財務諸表に関する一般原則
- 非互恵的な取引(政府との取引を含む)
- IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」のレビュー
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で記述される階層において、他の会計基準設定主体が公表した基準の参照が含まれることの妥当性

Ⅲ. 今後の作業計画案

2015年アジェンダ協議文書に寄せられたフィードバックを踏まえ、2016年5月のIASB会議において、2017年から2021年の作業計画では、特定の取引の類型に関連する論点(認識や測定のある方に影響を与える論点)のプロジェクトから、以下の事項に活動の焦点を移すべき旨が暫定的に決定されています。

- (1) 整合的な適用に向けた適用支援を行う。
- (2) 各基準と概念フレームワークとの整合性を高めるとともに、改訂予定の概念フレームワークを基礎とする基準設定を行う。
- (3) 財務諸表作成者から財務諸表利用者に対する目的適的な財務情報のより効果的なコミュニケーションを促進する(この点、開示に関する取組み、基本財務諸表、のれん及び減損、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトは、いずれも重要と考えられる。)
- (4) リサーチ計画の立案において、各リサーチ・プロジェクトの目的を明確にし、現実的で達成可能なものとする必要がある。
- (5) より広範な企業報告に関する事項にリソースの一部を投じるとともに、IFRSタクソノミーの開発を継続する。

IASBは、同会議における審議において、上記を踏まえ、図表4に記載するプロジェクトを2017年から2021年に掛けての作業計画案に含めることを暫定的に決定しました。

【図表4 今後の作業計画案】

プロジェクト	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
(主要な基準設定プロジェクト)					
概念フレームワーク	→				
保険契約	-----→				
料金規制活動	→	(必要に応じて)			
(適用支援活動等)	→				
適用支援活動	→	→	→	→	→
基準適用後のレビュー	→	→	→	→	→
中小企業向けIFRS	-----→	→	→	-----→	→
(リサーチ・プロジェクト)					
開示に関する取組み	→	→	→	→	→
基本財務諸表	→	→	→	→	→
資本の特徴を有する金融商品	→	→	→	→	→
のれん及び減損	→	→	→		
動的リスク管理	→	→	→	→	→
共通支配下の企業結合	→	→	→		

(注) 2016年5月会議IASB Update及び2016年5月IASB会議資料に基づき、筆者が作成。
 なお、本図表に記載される矢印の意味は、以下の通り。
 → : 対象期間において、リサーチ活動や基準設定活動を含め、活発に活動が行われる。リサーチ・プロジェクトについては、リサーチを行った後、基準設定を行う可能性のある期間も含む。
 →→ : 対象期間において、活動計画の検討又は基準公表後の活動が行われる。

また、リサーチ・プロジェクトについては、図表5に記載するプロジェクトを今後の状況に応じて、2017年から2021年において取り組む可能性のあるものとして暫定的に識別することとされました。

【図表5 今後の状況に応じて取り組む可能性のあるリサーチ・プロジェクト】

プロジェクト	備 考
持分法	今後予定されているIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに寄せられたフィードバックを踏まえ、プロジェクトの方向性を判断する。
採掘産業	これまで、各国基準設定主体によるリサーチ等が行われている。
汚染物質価格決定メカニズム	リソースが利用可能になり次第、プロジェクトを開始する。
引当金、偶発負債及び偶発資産	概念フレームワークが最終化された後、検討する。このため、2018年又は2019年より前にはプロジェクトを開始しない。
変動対価及び偶発対価	本プロジェクトには、同じく、新たなプロジェクトとして提案された「リスクの共有、及び協力的な関係」に関する議論も含まれ得る。
解決策を見出すことが可能か否かの検討	以下の3つのプロジェクトについて、指摘されている問題に対して、何らかの解決策を見出すことができるか否かを検討する。 ● 子会社である中小企業による報告：中小企業が、IFRS（注：中小企業向けIFRSでない）における認識及び測定の実務事項を適用しつつ、中小企業向けIFRSにおける開示要求を適用することを認めることが可能か否かを評価する。 ● 資産のリターンに依存する退職後給付：資産のリターンに依存する退職後給付制度に関して、債務の測定に使用されるキャッシュ・フローと割引率との関係に焦点を当てるアプローチを開発することが可能か否かを評価する。 ● 高インフレ：IAS第29号「ハイパーインフレ経済下における財務報告」について、同基準の要求事項を大幅に修正することなく、（ハイパーインフレまでには至らないが）高インフレの経済状態を対象とするよう、適用範囲を拡大することが可能か否かを評価する。

（注）2016年5月会議IASB Update及び2016年5月IASB会議資料に基づき、筆者が作成。なお、本図表には、2015年アジェンダ協議文書で識別されたプロジェクトに加え、コメントレータ等で追加的に検討すべきと提案されたプロジェクトのうち、実施する可能性があるものと識別されたもののみを記載しており、新規プロジェクト候補のうち、本図表に記載された以外のプロジェクトについては、当面、必要に応じて、情報収集等を行うことが予定されている。2015年アジェンダ協議文書で挙げられていた「株式に基づく報酬」と「割引率」に関するリサーチ・プロジェクトについては、2016年末までに作業を終えることが見込まれているため、本図表に含まれていない。

他方、IASBは、以下のリサーチ・プロジェクトについては、2017年から2021年において特段の取組みを行わない方向とすることを暫定的に決定しています。

- 退職後給付（図表5に記載した検討内容を除く）
- 高インフレ（同上）
- 法人所得税
- 外国為替換算

IV. 今後の予定

冒頭に記載のとおり、IASBは、上記作業計画案について、今後、2016年6月に開催予定のIFRS諮問会議における議論を踏まえ、2016年7月の会議で再審議を行い、最終化に向けた作業を進めていくことを予定しています。また、作業計画は、最終的には、2016年秋以降に2015年アジェンダ協議文書に対するフィードバック文書に含めて公表されることが予定されています。

（参考1）概念フレームワーク・プロジェクト

IASBは、現在、概念フレームワーク・プロジェクトについて、2015年5月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に寄せられたコメントを踏まえ、再審議を行っています。同公開草案に対しては、わが国の関係者からも多くのコメントが寄せられましたが、IASBは2016年5月会議までに、主に第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務情報の質的特性」について議論を行っています。

第1章及び第2章については、特に、「慎重性」の概念の明確化や「信頼性」の概念の復活について多くのコメントが示されましたが、「慎重性」について公開草案の提案を維持するとされたほか、「信頼性」を有用な財務情報の質的特性として復活させることはしない旨について暫定決定がされています。今後、わが国関係者から高い関心が示された純損益及びその他の包括利益（OCI）の位置づけに関する点を含めて検討を行ったうえで、2017年の早い時期に再審議を終了することが予定されています。

(参考2)開示に関する取組み

IASBは、開示に関する取組みとして、多くのプロジェクトに取り組んでいます。同取組みは、大きく、(1)適用支援に関するプロジェクト(基準の限定的な修正に関するもの)と(2)リサーチ・プロジェクト、(3)既に終了したプロジェクトに分類され、概要は図表6のとおりです。

【図表6 開示に関する取組みの概要】

プロジェクト	概 要
(適用支援に関するプロジェクト)	
会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区分	実務上、会計方針の変更と会計上の見積りの区分が整合的にされていないという指摘を踏まえ、両者の区分を明確にすることを目的として、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」について限定的な修正を行うことが検討されている。今後、公開草案の公表が予定されている。
(リサーチ・プロジェクト)	
重要性	重要性の適用のあり方について、2015年4月に実務記述書案「財務諸表への重要性の適用」が公表された。IASBは、今後、受領したコメントを踏まえ、2016年中にガイダンスを公表することを予定している。
開示原則	基準レベルのプロジェクトを行う際に基礎となり得るIFRSにおける開示の原則を識別し、開発することを目的としており、IASBは、2016年上期中にディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。
開示要求についての基準レベルのレビュー	開示要求の新たな開発や修正を行う際にIASBが用いる基準草案のガイダンスを開発するとともに、現行基準における開示要求について限定的な修正を行うことを目的としている。今後、開示原則のディスカッション・ペーパーに寄せられたコメントも踏まえ、検討を行うことが予定されている。
(終了したプロジェクト)	
IAS第1号「財務諸表の表示」の限定的な修正	適用支援に向けたプロジェクトとして実施され、2014年12月に「開示に関する取組み(IAS第1号の修正)」(2016年1月1日以降に開始する事業年度より適用)が公表された。本修正により、重要性や集約、及び注記の構成の判断に関するガイダンス等が拡充されている。
IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の限定的な修正	適用支援に向けたプロジェクトとして実施され、2016年1月に「開示に関する取組み(IAS第7号の修正)」(2017年1月1日以降に開始する事業年度より適用)が公表された。本修正により、財務活動から生じる負債の変動について開示要求が拡充されている。

(注) IASBのホームページに掲載されている情報や2016年5月会議IASB Update等に基づき、筆者が作成。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部

パートナー 関口 智和

tomokazu.sekiguchi@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.